高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書きに基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

必要な構造及び設備移動等円滑化のために	路外駐車場車いす使用者用駐車施設				台
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値				
		イ 特殊の装置の有無			
	特殊の装置	ロ 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び整備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	認定の番号		
			特殊の装置の 名称等		

## 備考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かにおうじて、「有」又は「無」 のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、移動等円滑化のために必要な特定路外 駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 112 号)第 4 条 の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」の口の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名) 製造者名を記載すること。